

## 福岡県の経営事項審査制度について

申請者は、県（経営規模等評価）と登録経営状況分析機関（経営状況分析）から、それぞれ審査を受けなければなりません。

経営規模等評価申請書の関係（県）	項目	経営状況分析申請書の関係（登録経営状況分析機関）																																							
福岡県建築都市部建築指導課	(1) 審査機関	登録経営状況分析機関																																							
各建設業者の決算終了日等	(2) 審査基準日	左記に同じ																																							
<p>福岡県の申請方法は審査予約申込制度を採用しています。</p> <p>手順① 「ふくおか電子申請サービス」から審査予約申込を行います。</p> <p>手順② 県は審査予約申込をした者に対して、申請書類の郵送受付を開始する郵送開始日を通知（電子メール）します。</p> <p>手順③ 申請者は、通知された郵送開始日以降に申請書、添付書類及び審査手数料を封筒に入れ郵送してください。</p>	(3) 審査申請の方法について	<p>国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関が行っています。申請方法は、各機関のホームページ等で確認してください。</p> <p>分析機関の一覧表については国土交通省ホームページに掲載されています。</p> <p>(URL: <a href="http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html">http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html</a>)</p>																																							
<p>○審査予約申込先 ふくおか電子申請サービス URL: <a href="https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect">https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect</a> (検索方法) 県庁トップページ→「目的から探す」→「電子申請」</p> <p>○受付期間 直前決算期ごとに受付期間を定めていますので、下記により予約申込みをしてください。</p> <p><b>※令和6年度受付締切日は令和7年1月10日（金）まで</b></p> <p>なお、原則として、同じ決算期であれば、早く申込みがあったものから郵送開始日を指定します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">直前決算期</th> <th style="text-align: center;">審査予約受付期間</th> <th style="text-align: center;">郵送開始日(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年10月末</td> <td>6年 3月末まで</td> <td>令和6年4月</td> </tr> <tr> <td>11月末</td> <td>6年 3月末まで</td> <td>令和6年4月</td> </tr> <tr> <td>12月末</td> <td>6年 3月末まで</td> <td>令和6年4～6月</td> </tr> <tr> <td>令和6年 1月末</td> <td>6年 4月26日まで</td> <td>令和6年6～7月</td> </tr> <tr> <td>2月末</td> <td>6年 5月17日まで</td> <td>令和6年6～7月</td> </tr> <tr> <td>3月末</td> <td>6年 5月31日まで</td> <td>令和6年6～7月</td> </tr> <tr> <td>4月末</td> <td>6年 6月 7日まで</td> <td>令和6年7月～8月</td> </tr> <tr> <td>5月末</td> <td>6年 6月28日まで</td> <td>令和6年8月～9月</td> </tr> <tr> <td>6月末</td> <td>6年 7月12日まで</td> <td>令和6年9月</td> </tr> <tr> <td>7月末</td> <td>6年 8月 9日まで</td> <td>令和6年10月</td> </tr> <tr> <td>8月末</td> <td>6年 9月20日まで</td> <td>令和6年11月</td> </tr> <tr> <td>9月末</td> <td>6年10月18日まで</td> <td>令和6年12月～ 令和7年1月20日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の郵送開始日は、審査予約受付期間内に審査予約を行った場合の目安となります。</p> <p>受付期間経過後であっても、審査予約は可能です。ただし、審査予約の遅れは、郵送開始日の遅れ、経営事項審査完了（審査結果通知）の遅れの原因となります。その結果、経営事項審査の有効期間に空白が生じ、各市町村への入札参加申請に支障が出る恐れがありますので注意してください。</p> <p><b>各建設業者における個別の事情を考慮して経営事項審査の実施又は審査結果の通知を早めるといったご要望、結果通知書発行予定日の問い合わせには対応できませんので、ご承知おきください。</b></p>	直前決算期	審査予約受付期間	郵送開始日(見込み)	令和5年10月末	6年 3月末まで	令和6年4月	11月末	6年 3月末まで	令和6年4月	12月末	6年 3月末まで	令和6年4～6月	令和6年 1月末	6年 4月26日まで	令和6年6～7月	2月末	6年 5月17日まで	令和6年6～7月	3月末	6年 5月31日まで	令和6年6～7月	4月末	6年 6月 7日まで	令和6年7月～8月	5月末	6年 6月28日まで	令和6年8月～9月	6月末	6年 7月12日まで	令和6年9月	7月末	6年 8月 9日まで	令和6年10月	8月末	6年 9月20日まで	令和6年11月	9月末	6年10月18日まで	令和6年12月～ 令和7年1月20日	(4) 県の審査予約申込受付期間及び経営状況分析申請期間（参考）	<p>○申請先 登録経営状況分析機関を選定の上、当該分析機関へ必要書類を提出し申請してください。分析機関の選定に当たっては、申請方法、手数料、添付書類、審査期間等を必ず確認してください。</p> <p>○申込時期 審査期日に合わせるため、なるべく早めに登録機関へ申請を行ってください。</p>
直前決算期	審査予約受付期間	郵送開始日(見込み)																																							
令和5年10月末	6年 3月末まで	令和6年4月																																							
11月末	6年 3月末まで	令和6年4月																																							
12月末	6年 3月末まで	令和6年4～6月																																							
令和6年 1月末	6年 4月26日まで	令和6年6～7月																																							
2月末	6年 5月17日まで	令和6年6～7月																																							
3月末	6年 5月31日まで	令和6年6～7月																																							
4月末	6年 6月 7日まで	令和6年7月～8月																																							
5月末	6年 6月28日まで	令和6年8月～9月																																							
6月末	6年 7月12日まで	令和6年9月																																							
7月末	6年 8月 9日まで	令和6年10月																																							
8月末	6年 9月20日まで	令和6年11月																																							
9月末	6年10月18日まで	令和6年12月～ 令和7年1月20日																																							
<p>申請書類送付先（郵送開始日以降） 〒812-0044 福岡市博多区千代1丁目20-31 福岡県千代合同庁舎 2階 経審・入札審査室 TEL:092-292-5728</p> <p>審査期間 <b>令和6年4月～令和7年1月20日（月）必着</b></p> <p>令和7年度福岡県建設工事入札参加資格審査申請を希望の本県知事許可事業者の経営事項審査は、いかなる理由があろうと令和7年1月20日（月）必着とします。また、経営事項審査は直前の決算日を審査基準日とするため、新たな決算日を迎える以前に申請が必要です。</p>	(5) 審査について	<p>登録経営状況分析機関は、受理した申請書について内容チェックを行い、電算処理の上数値化します。</p> <p>この過程で、不明箇所や不突合等が発生した場合、申請者に対して登録経営状況分析機関から照会がなされることがあります。</p>																																							
<p>審査対象建設業が1業種の場合は、<b>11,000円</b> 以下1業種増すごとに<b>2,500円</b>加算した額の県証紙（知事許可）を領収証紙納付書に貼付の上で、申請書と同じ封筒に同封してください。</p>	(6) 審査手数料について	<p>経営状況分析の手数料の額及び納入方法は登録経営状況分析機関が定めることとなります。従って分析機関ごとに手数料額、納入方法が異なることがあります。</p>																																							
<p>審査終了した分について、総合評点を算出し、『経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書』を作成して申請者へ通知します。（6月～翌年2月にかけて）</p> <p><u>なお、内容については到着後必ず確認し、申請内容と異なる場合は30日以内に建築指導課に申し出てください。</u></p>	(7) 審査結果について	<p>登録経営状況分析機関は、内容チェック・電算処理終了後、『経営状況分析結果通知書』を作成し、申請者に通知します。</p> <p><u>内容については到着後必ず確認し、疑義があれば登録経営状況分析機関に申し出てください。</u></p>																																							
<p>令和6年3月中旬販売予定 建設業許可申請書等の販売所と同じ場所で販売</p>	(8) 申請用紙販売開始日	登録経営状況分析機関へお尋ねください。																																							